

2026 年度 学校法人立命館 立命館中学校・高等学校 常勤講師募集要項

2026 年 5 月 8 日

1. 募集職種

常勤講師（産休代替）

2. 募集教科および人数

数学 若干名

3. 勤務地

立命館中学校・高等学校（長岡京キャンパス） HP：<https://www.ritsumei.ac.jp/nkc/>

4. 雇用契約期間

2026 年 8 月 20 日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

※雇用開始日は採用決定後に調整の可能性あり

※双方が合意した場合、2 回を上限に契約を更新することがある

5. 応募資格

以下①および②の条件を満たし、採用予定日（雇用契約期間初日）から勤務可能な方。

① 国内・海外の短期大学または 4 年制大学（修士・博士課程含む）を卒業（修了）していること。

② 募集教科に係る中学校の教育職員免許（専修または一種）または高等学校の教育職員免許（専修または一種）のいずれかを取得していること。

※中高両免許取得者が望ましい

<特記事項>

- 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は p.3-4 の別紙参照条文をご参照ください

6. 応募受付期間

2026 年 5 月 8 日（金）13：00 ～ 2026 年 5 月 26 日（火）10：00 まで

※毎日 4：30～5：30、毎週水曜日 19：30～翌朝 9：00 までは定期システムメンテナンスのため入力不可

※締切前であっても選考を行い、採用者を決定する場合があります

7. 応募方法

下記 URL にアクセスし、事前のアカウント登録（メールアドレスなど）を行った後、応募フォームより必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。郵送の必要はありません。

【URL】<https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/SVA20D0.html?key=SUR20260323175745790097719>

※ 事前のアカウント登録の手順は別紙をご確認ください。

※ アカウント登録手続きのメールは「立命館大学『RISING-FDC 会員』」の名称で届きます。「@st.ritsumei.ac.jp」のアドレスからのメールが受け取れるよう受信設定をお願いいたします。

8. 提出書類

下表の①～④（免許状の更新手続きを行った方は①～⑤）をアップロードしてください。

【アップロード時の留意事項】

- ・アップロードする書類は、文字等が鮮明に読み取れるようにスキャンしてください。
- ・資料はすべてPDFにしてアップロードしてください。
- ・複数のファイルを添付いただく場合、ファイルサイズの合計が100MByte以内に収まるようにファイルサイズを調整してください。
- ・ファイル名には「半角英数」及び「.」「-」「_」のみ使用可能です。

①学歴・職務経歴・志望理由書	本校指定書式にて提出（本校HPよりダウンロード可能・PC入力可）。写真は縦横比率4：3で、3か月以内に撮影した、正面、上半身、無帽のもの（顔の判別ができるように設定すること）。	-
②卒業（修了）証明書	卒業した大学の卒業証明書／修了した大学院の修了証明書。 大学院修了者・在籍者は、大学学部と大学院の両方の証明書を提出。	面接時に 原本提出
③成績証明書	卒業した大学の成績証明書／修了した大学院の成績証明書。 在籍中の場合は、最新の成績証明書を提出。 大学院修了者・在籍者は、大学学部と大学院の両方の証明書を提出。	面接時に 原本提出
④教育職員免許状	保有する免許状すべてを提出（授与条件欄も必要）。	面接時に 原本提出*
⑤免許状更新に関する証明書	「更新（延長・免除）」の手続きを行ったことがある方のみ提出必須。 教育委員会から発行された、「有効期間更新証明書」、「更新講習修了確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」、「免許状更新講習免除証明書」等のいずれかの証明書を提出。	面接時に 原本提出*

*④⑤は本校で写しを取得後、返却いたします

9. 選考方法

一次選考（書類選考）	結果は5月27日（水）までにメールでお知らせします。
二次選考（面接試問等）	日時：5月29日（金）または30日（土） 会場：立命館中学校・高等学校 詳細は一次選考通過者にメールでご案内します。交通費の支給はありません。

10. 給与等諸条件

学校法人立命館が定める諸規程による。（2026年度時点の内容であり、変更される可能性があります）

◆年額本俸 ※（ ）内は年額本俸の月支給額

新規契約時 4,704,000 円（392,000 円）

更新1回目 5,012,400 円（417,700 円）

更新2回目以降 5,334,000 円（444,500 円）

◆手当：通勤手当、クラブ顧問手当、引率手当、超過勤務手当等

11. その他

(1) 応募書類は返却いたしません。応募書類は採用選考および採用決定後の人事管理のためにのみ使用し、それ以外の目的では一切使用いたしません。また、取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理を行います。

(2) 採用内定者は所定の健康診断を受診する必要があります。

12. 問い合わせ先

〒617-8577 京都府長岡京市調子一丁目 1-1 立命館中学校・高等学校事務室 人事担当宛

Tel：075-323-7111〔代表〕（土日祝除く9：00～16：30）

以上

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十條第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪。

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。